



国民健康保険にご加入の皆さんへ

申・問 / 保険年金課 ☎463-0283

国民健康保険高齢受給者証と保険証を一体化します

これまで70歳以上の方に被保険者証とは別に交付していた国民健康保険高齢受給者証（はがきサイズ）を、利便性向上のため保険証と一体化し、国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証を交付します（8月1日から利用開始になります）。

埼玉県 国民健康保険被保険者証
兼高齢受給者証

有効期限 令和3年 7月 31日
記号XX 番号 ○○○○○○

氏名 □□ □□ 性別 ○
生年月日 昭和○年 ○月 ○日
適用開始年月日 平成○年 ○月 ○日 負担割合○割
交付年月日 令和○年 ○月 ○日
発効期日 令和○年 ○月 ○日
世帯主氏名 □□ □□
住所 埼玉県朝霞市××町9999番9号

被保険者番号 110270 交付者名 朝霞市 印

保険税の軽減措置が拡大されます

令和2年4月から別表①（紙面下部）のとおり5割・2割軽減判定所得が変更されました。世帯主および同一世帯内の被保険者が住民税等の申告をされていることが条件となります。

令和2年度における、保険税の一世帯あたりの最高限度額が変わります

最高限度額	改正前	改正後
合計	93万円	96万円
医療保険分	58万円	61万円
後期高齢者支援金等分	19万円	19万円
介護保険分	16万円	16万円

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方の国民健康保険税を減免します

対象者 / 主たる生計維持者が、死亡または重篤な傷病を負った世帯、または令和元年中の収入に比べ、令和2年中の収入が10分の3以上減少する見込みの世帯（その他要件あり）。

対象期間 / 平成31年度および令和2年度の保険税で、令和2年2月1日～令和3年3月31日に納期限が設定されているもの。

申請期限 / 令和3年3月31日(水)

※詳細は市ホームページまたはお問い合わせください。

後期高齢者医療保険にご加入の皆さんへ

申・問 / 保険年金課 ☎463-1928

保険料の均等割額の軽減割合が変わります

令和2年度も引き続き段階的に軽減特例措置が縮小・廃止されます。

対象者の所得要件 同一世帯内の被保険者及び世帯主の総所得金額等の合計額	均等割額の軽減割合			
	本来の軽減割合	平成31年度	令和2年度	令和3年度
33万円以下	7割	8.5割	7.75割	7割
うち、同一世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下（他の各種所得なし）		8割	7割	

保険料の均等割額の軽減措置が拡大されます

令和2年4月から別表①のとおり5割・2割軽減判定所得が変更されました。世帯主および同一世帯内の被保険者が住民税等の申告をされていることが条件となります。

※詳しくは、納入通知書等に同封の「保険料のしおり」をご覧ください。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方等の後期高齢者医療保険料を減免する制度があります。詳細は市ホームページまたはお問い合わせください。

別表① 軽減判定所得の基準額（国民健康保険・後期高齢者医療保険にご加入の方）

軽減割合	改正前基準額（平成31年度）	改正後基準額（令和2年度）
5割軽減	33万円+28万円×被保険者数	33万円+28万5千円×被保険者数
2割軽減	33万円+51万円×被保険者数	33万円+52万円×被保険者数